

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 欧州委員会、BEPS2.0 グローバルミニマム課税 ルールに関する指令を提案

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、  
オンライン/pdfで以下のサイトから入手  
可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

### エクゼクティブサマリー

2021年12月22日、欧州委員会は、多国籍企業グループに対するグローバルミニマム課税を確保するためのルールを定めた指令の法案(以下、「指令草案」)を公表しました。提案されたルールは、2021年10月8日の税源浸食と利益移転(BEPS)に関する包摂的枠組みによる合意(10月声明)<sup>1</sup>とおおむね一致しており、2021年12月20日に公表されたモデルルール<sup>2</sup>を忠実に踏襲しています。

10月声明において、包摂的枠組みは、共通のアプローチとしてグローバルミニマム課税ルールを発表しました。つまり、各国・地域はミニマム課税アプローチを導入する場合、モデルルールに従うこととなります。欧州委員会は現在、指令草案を提示することにより、欧州連合(EU)加盟国27カ国すべてに協調的な導入を図ることを提案しています。

指令草案は、所得合算ルール(IIR)と軽減課税支払ルール(UTPR)を含むモデルルール(総称して「GloBEルール」と呼ばれる)を全27加盟国間で一貫して実施することを目的としています。しかし、基本的自由の遵守を確保するために、その範囲を大規模な純国内グループにも広げています。さらに、指令草案は、IIRを適用する加盟国が、外国子会社だけでなく、当該加盟国に居住するすべての構成事業体に対しても、合意されたミニマム税率で追加課税を課すオプションを使用しています。

合意された第2の柱の設計には、二国間租税条約を通じて実施される予定の課税対象ルール(STTR)も含まれており、これは指令草案には含まれていません。しかし、欧州委員会は注釈において、グローバルミニマム課税に関する合意が利子・ロイヤルティ指令(IRD)の改正に道を開くと述べています。一方、欧州委員会は、当初検討されていた租税回避防止指令における外国子会社合算税制(CFC税制)の改正を提案しない予定です。

法案は、今後、最終的な合意に向けて加盟国間の交渉段階に移行します。EUでは、租税に関する指令の採択には27の加盟国すべての全会一致が必要です。欧州委員会は、加盟国が2022年12月31日までに指令を国内法化し、2023年1月1日からルールが施行されるようにすることを提案していますが、UTPRについては例外として、2024年1月1日まで適用が延期されることとなります。

本アラートの詳細は、2021年12月22日付EY Global Tax Alert「[European Commission proposes tax Directive for implementing BEPS 2.0 Pillar Two Model Rules in the EU](#)」(英語のみ)をご覧ください。

## 巻末注

- 2021年10月11日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases statement updating July conceptual agreement on BEPS 2.0 project](#)」、2021年10月14日付 EY Japan 税務アラート「[OECD、BEPS 2.0プロジェクトの大枠合意の更新に関する声明を発表](#)」をご参照ください。
- 2021年12月20日付 EY Global Tax Alert「[OECD releases Model Rules on the Pillar Two Global Minimum Tax: First impressions](#)」、2021年12月23日付 EY Japan 税務アラート「[OECD、BEPS 2.0 Pillar 2 GloBEモデルルールを発表](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
荒木 知	ディレクター	satoru.araki@jp.ey.com
大堀 秀樹	ディレクター	hideki.ohori@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
  - 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](#)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](#)をご覧ください。

#### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](#)をご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220215

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](#)